## 商品概要説明書

マイカーローン

(令和7年10月1日現在)

商品名	マイカーローン
	○当JAの組合員の方。
	○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80
	歳未満の方。
	○原則として、前年度税込年収が150万円以上ある方(自営業者の方は前年
ご利用いただける方	度税引前所得とします。)。 ただし、新卒内定者で、入社月の6ヵ月前以
	降に借入申込みいただく場合を除く。
	○原則として、勤続(または営業)年数が6か月以上の方。
	○生活の本拠が定まっている方。
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当JAが定める条件を満たしている方。
	○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金(借入申込日から過去3か
	月以内にお支払済みの資金を含む。)が対象です。ただし、事業資金(営
	業用自動車等)は除きます。
	①自動車・バイク・自転車・除雪機・電動車いす(いずれも中古車を含む。)
	のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。
資金使途	②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。
	③運転免許の取得のためのご資金。
	④カー用品(カーナビ等)のご購入資金。
	⑤車庫建設のためのご資金(建設費が100万円以内のものとします。)。
	⑥他金融機関のマイカーローン借換えのための資金(ただし、原則として
	他金融機関ローンの残存期間内)
<b>供 7. 今</b> 婚	○10 万円以上 1,000 万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内としま
借入金額	す。
借入期間	○据置期間を含め6か月以上10年以内とします。
	ただし、JA住宅ローンご利用者は据置期間を含め 15 年以内とします。
	なお、据置期間は新卒内定者のみを対象とし、初回のご融資日からご融資
	対象者の入社前月末までの範囲内とします (最大6か月)。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。
	【変動金利型】
	お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(パーソナール
	プライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日
	の翌日より適用利率を変更いたします。
	【固定金利型】
	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合

	わせください。							
	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)							
	毎月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、特定月増							
返済方法	額返済方式(毎	月返済方式	式に加え年	∈2回の特	定月に増	額して返	済する方	
	式。特定月増額	返済による	返済元金	総額は、お	が借入金額	iの 50%以	内、1万	
	円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。							
担保	○不要です。							
保証人	○当JAが指定する保証機関(新潟県農業信用基金協会)の保証をご利用い							
<b>  休証八</b>	ただきますので、原則として保証人は不要です。							
	○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。							
	①一括払い							
	ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。							
	【お借入額 100 万円・利率 3.25%・変動金利型の場合の一括支払保証料(例)】							
保証料	お借入期間	1年	3年	5年	7年	10 年	15年	
	保証料(円)	3, 247	9, 279	15, 358	21, 478	30, 732	46, 333	
	②分割払い							
	約定返済日の元利金返済に併せ、保証料をお支払いただきます。							
	なお、保証料率は年 0.60%になります。							
	○ご希望により当JA所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入							
	いただけます。							
	なお、選択される団体信用生命共済(保険)の種類によりお借入利率は下							
団体信用生命共済	表記載の加算利	率分高くな	こります。					
			;共済(保険)名			加算利率		
	団体信用生命共済(特約なし)			年	年0.3%			
	長期継続入院特約付団体信用生命共済			年	年0.5%			
	三大疾病保	三大疾病保障特約付団体信用生命共済				EO. 5%		
	○ご希望により上	記の団体信		済(特約力	なし) また	は長期継	続入院特	
0. 上広点技能归购	約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけ							
9 大疾病補償保険	ます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。							
	年0.3%							
	○苦情処理措置							
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、							
	当 J A 支店または金融共済部融資課(電話:0258-35-1308)に							
	お申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整							
苦情処理措置および								
紛争解決措置の内容							も、苦情	
	○紛争解決措置							
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用					を利用で		
	きます。上記当JA金融共済部融資課またはJAバンク相談所にお申し出							
	ください。							

	新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)					
	そのほか、東京弁護士会、第-	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会				
	「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁					
	護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、					
	お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方					
	法もあります。					
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システ					
	ム等により、共同して解決に当ります。					
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管し					
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではあり					
	ません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問					
	合せください。」					
	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所					
その他	定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いか					
	ねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。					
	○書面契約の場合、印紙税が別途必要になります。					
	なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、次の電子契約サービ					
	ス手数料(消費税等含む。)が必要です。					
	契約金額 100万円以下		無料			
	契約金額 100 万円超 5	500 万円以下	1,100円			
	契約金額 500 万円超 1	.,000 万円以下	5,500円			
	契約金額 1,000万円超		11,000円			
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口ま					
	でお問い合わせください。					

JAえちご中越